

あおり産品販路開拓補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 あおり産品販売促進協議会は、市内の農林水産業者等及び中小企業者等による販路拡大及び新規需要開拓を目的に行う商談会等への出展（以下「補助事業」という。）を支援し、もって、本市農林水産業の活性化と発展に資するため、令和4年度予算の範囲内において、あおり産品販路開拓補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商談会等 商談会、展示会又は見本市をいう。
- (2) 農林水産業者等 農林水産業者又は農林水産団体（法人及び任意団体）をいう。
※任意団体とは、農林漁業者3戸以上が構成員となっており、かつ、代表者、組織及び運営について規約がある団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者および小規模企業者ならびに個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、本市内に住所を有する農林水産業者等及び本市内に主たる事業所を有する中小企業者等であって、次の全ての要件を満たすもの。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有するものであること。
- (2) 商談会等に出展する商品が本市産の農林水産品またはその加工品であること。
- (3) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費
- (2) 出展料
- (3) 小間装飾費
- (4) 備品借上料
- (5) 印刷製本費
- (6) 運送料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で別表に定める額（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(交付申請)

第6条 補助金等交付申請書は、あおりり産品販路開拓補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業に要する経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) 中小企業者証明書（様式第4号）
- (5) 出展する商談会等の概要がわかる書類
- (6) 規約、構成員名簿等組合又は任意団体の概要がわかる書類

3 会長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 補助金の交付の申請は、令和4年度予算の範囲内において、先着順で受付をするものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて調査等を行い補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した場合にあっては、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、次に掲げる事項が付される条件となる。

- (1) 補助事業の内容について、補助対象経費の総額の20パーセントを超える増減を伴う変更をし、又は補助事業を廃止する場合には、あおりり産品販路開拓補助金変更（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を会長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく会長の命令を遵守すること。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い期日までに、あおりり産品販路開拓補助金実績報告書（様式第

6号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) 補助事業に要した経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 会長は、前条の実績報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書の内容を審査し、また、必要に応じて調査等を行い、補助対象経費として適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第12条 補助金の請求は、あおり産品販路開拓支援補助金請求書(様式第7号)を会長に提出して行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
商談会、見本市、物産展等への出展に係る事業	補助事業に要する次の経費 （1）旅費 （2）出展料 （3）小間装飾費 （4）備品借上料 （5）印刷製本費 （6）運送料	補助対象経費に2分の1を乗じた額又は25万円のいずれか低い方の額以内の額（1,000円未満切り捨て）

（注）

- 1 補助対象経費は、消費税相当額を除く
- 2 旅費は、ビジネスクラス等の上級運賃及びグリーン車等の特別車両運賃は対象外とする。
- 3 旅費（宿泊費）は、商談会、見本市、物産展等の開催日数（会場設営等の準備に要する日数は、1日を上限とする。）に1日を加えた日数に係る費用を上限とする。
- 4 国、他の地方公共団体、公益法人その他の法人及び団体等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金を差し引いた額を算定の基礎とする。